

独立行政法人製品評価技術基盤機構調達審査委員会要領

制定 平成13年 4月 1日
最終改正 令和 元年 6月28日

(目的)

第1条 この要領は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定に基づき、独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）における政府調達事務取扱規程（財会一法B一政府調達）の適用を受ける物品等又は特定役務（以下「政府調達」という。）の契約において、透明かつ公正な契約手続の確保を図るため所要事項を審査する委員会の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(適用)

第2条 政府調達に関する協定及び政府調達事務取扱規程が適用される契約（ただし、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準、情報システムに係る調達規程（情報一法B一情シ調達）の適用を受けるものを除く。）において、契約責任者（理事長）へ意見を提出する委員会（以下「調達審査委員会」という。）の構成及び審査事項等については、この要領の定めるところによる。

(上位規程)

第3条 この要領の上位規程は、政府調達に関する協定及び政府調達事務取扱規程とする。

(構成)

第4条 委員長は企画管理部長とし、調達審査委員会を招集し、その議長となるとともに事務を総括する。

- 2 副委員長は、企画管理部次長（企画管理部次長が発令されていない場合は、企画管理部財務・会計課長）をもってあてる。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長が事故又はやむを得ない理由（以下「事故等」という。）のあるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 調達審査委員会は、委員長又は前項による職務を代理する者及び次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって構成する。
 - 一 情報統括官
 - 二 企画管理部 総務課長
 - 三 企画管理部 財務・会計課長
 - 四 国際評価技術本部 計画課長
 - 五 バイオテクノロジーセンター 計画課長
 - 六 化学物質管理センター 計画課長
 - 七 認定センター 計画課長
 - 八 製品安全センター 計画課長
 - 九 学識経験者等の外部有識者（高度な専門的知識を要する審査において、委員長が必要と認め、委嘱した場合に限る。）
- 5 前項第八号の者を委員として委嘱する場合には、承諾書（様式2-1）及び当該者が必要とする場合は同意書（様式2-2）により、委嘱の承諾を得るものとする。
- 6 前項による委嘱に当たり諸謝金が必要となる場合においては、委員会運営規程（管理一法B一委員会運営）別表に掲げる「委員の謝金の額（1日あたり）」を準用して支払うこととし、旅費が必要となる場合においては、旅費支給要領（財会一法B一旅費要領）の規定により支払うものとする。

7 委員は、事故等により委員会に出席できない場合、所属部署の職員を代理者とする代理申請書（様式1）を委員長に提出しなければならない。

（審査事項）

第5条 調達審査委員会は、次の事項を審査する。

- 一 政府調達の仕様書に関する事。
- 二 政府調達の契約方式に関する事。
- 三 政府調達の技術審査に関する事。
- 四 政府調達の契約相手先の選定に関する事。
- 五 契約責任者が重要と認めた事項に関する事。
- 六 委員長が重要と認めた事項に関する事。

（定足数）

第6条 調達審査委員会は、委員長が出席し、かつ、第4条第4項に定める委員又は第7項において委員長に承認された代理者（以下「委員等」という。）のうち3分の2以上が出席しなければ開くことができない。

（議決）

第7条 調達審査委員会の議決は、出席者の過半数をもって決議する。ただし、賛否同数の場合は、委員長がこれを決する。

（委員等以外の出席）

第8条 委員長は、必要に応じて委員等以外の者に調達審査委員会への出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。ただし、当該出席者は前条に規定する議決に加わることはできない。

（報告書）

第9条 委員長は、調達審査委員会の結果を取りまとめ、調達審査委員会報告書（様式3）を作成し、審査結果を契約責任者に速やかに報告しなければならない。

（事務局）

第10条 調達委員会の事務局は、企画管理部財務・会計課に置く。

（本要領の管理部署）

第11条 本要領を管理する担当課は、企画管理部財務・会計課とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

第1条 この規程は、平成13年10月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

第1条 この要領は、平成21年2月27日から施行する。

附 則

（施行期日）

第1条 この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要領は、令和元年6月28日から施行する。

様式 1 (第 4 条第 7 項関係)

(和暦) 年 月 日

調達審査委員会委員長 殿

調達審査委員会委員
(所属) (職位) (氏名) 印

代 理 者 申 請 書

(和暦) 年 月 日開催の、第 回調達審査委員会の委員代理について、調達審査委員会要領第 4 条第 7 項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 代理者の所属
2. 代理者の職位
3. 代理者の氏名

(本人用)

承 諾 書

(和暦) 年 月 日

製品評価技術基盤機構
調達審査委員会委員長
(所属) (職位) (氏名)

殿

住 所

氏 名

(和暦) 年 月 日付けをもって依頼のありました件について、

貴機構調達審査委員会要領第 4 条に基づき、(和暦) 年 月 日開催される第〇回調達審査委員会委員に委任されることを承諾します。

(所属機関の長又は管理者用)

同 意 書

(和暦) 年 月 日

製品評価技術基盤機構
調達審査委員会委員長
(所属) (職位) (氏名)

殿

所属機関名

役 職 名

氏 名

(和暦) 年 月 日付けをもって依頼のありました件について、当機関職員 ○○ ○○が、

貴機構調達審査委員会要領第 4 条に基づき、(和暦) 年 月 日開催される第○回調達審査委員会委員に委任されることに同意します。

様式3（第9条第1項関係）

（和暦） 年 月 日

契約責任者

（所属）（職位）（氏名） 殿

調達審査委員会委員長

（所属）（職位）（氏名） 印

調達審査委員会報告書

（和暦） 年 月 日付け開催第 回調達審査委員会において、下記のとおり審査しましたので、
調達審査委員会要領第9条の規定に基づき報告します。

記

審査案件名

参加委員名簿

委員氏名	所属等	説明者・オブザーバー 等氏名	所属等	備考

審査要旨 別紙のとおり

別添（依頼文章の例）

日 付

所属機関名

（代表者又は個人）氏名 殿

製品評価技術基盤機構

調達審査委員会委員長

（所属）（職位）（氏名） 印

調達審査委員会委員委嘱について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

貴社におかれましては、日頃から製品評価技術基盤機構の〇〇業務の推進にご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、{所属名}では、知的基盤整備の一環として、従来から〇〇に関する情報を収集、評価、整理し、提供する業務を行ってきていますが、今回、〇〇業務を実施する予定であります。

当該業務の仕様等の作成及び契約相手先選定にあたり、広範な〇〇にかかる知見を有する人材が必要となりますが、当機構職員のみでは十分な対応ができない状況です。

つきましては、これらの分野において専門家として優れた知見・経験を有し、的確な審査・助言が期待されます（氏名）殿に、調達審査委員会委員として、専門家の立場から御指導をお願いしたいと考えておりますので、御同意頂けます場合には、誠にお手数をお掛けいたしますが、同封の同意書に所要事項をご記入いただくと共に、承諾書に御本人に係る所要事項も御記入いただき、（和暦）年〇月〇日までに下記担当者あて御返送下さいますようお願いいたします。

担当者連絡先

独立行政法人製品評価技術基盤機構

{所属名}

氏名：

TEL：

E-mail：